

## 奨学のための給付金制度に係るお知らせ

このお知らせは「奨学のための給付金制度」のお知らせです。授業料に充当される「就学支援金」とは別の制度です。御注意ください。

### 奨学のための給付金制度の概要

- 授業料以外の教育費負担を軽くするために、要件を満たされる方に、山口県から給付金を支給する制度です。  
※ 要件を満たしていても、手続をされないと給付を受けることはできません。
- 返済は不要ですが、偽りの申請等により給付を受けた場合は、返還していただくこととなります。

別添リーフレット「奨学のための給付金～高校生等奨学給付金～」をご覧ください。

### 給付金を受けるための要件

令和8年7月1日現在で次の要件を満たされる方が、申請されることで、「奨学のための給付金」を受けることができます。

- 保護者（親権者）の「道府県民税・市町村民税所得割額の合算額」が以下のいずれかであること。
  - ・ 182,500円未満であること（全日制・定時制・通信制）
  - ・ 105,500円未満であること（専攻科）
  - ・ 105,500円以上264,500円未満の多子世帯（扶養する子が3人以上）であること（専攻科）

（次のいずれかの方法で確認できます。）

- ① 市町村の窓口で発行される「令和8年度課税証明書」
- ② 給与所得者で勤務先以外からの収入がない方は、勤務先から交付される「令和8年度特別徴収税額の決定通知書」
- ③ 自営業などをされている方は、「令和8年度市町村民税納税通知書」
- ④ 生活保護（生業扶助）を受給されている世帯の方は、福祉事務所で発行される「生活保護受給証明書」（日付が7月1日以降のもの）

※①～③は、道府県民税・市町村民税所得割額の欄を確認（均等割額は関係ありません。）

※令和8年度の課税証明書等の所得割額は令和7年1月～令和7年12月の所得等に基づき算出されます。

- 保護者（親権者）が山口県内に在住されていること。  
※ 保護者（親権者）が山口県外に在住されている場合は、保護者（親権者）の在住される都道府県で申請を行ってください。
- 就学支援金の支給対象である学校に在籍している方であること。
- 高校生等が児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。））の支弁対象ではないこと。

- **日本国内に住所を有する生徒のうち、以下のいずれかに該当する者。**
    - ①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち、日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者
- ※就学支援金制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（R8 新入生である留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ対象。なお、専攻科の生徒については、105,500 円未満または多子世帯かつ 264,500 円未満の世帯も対象。

**※家計急変世帯への給付について**

家計急変により、保護者の収入が激減し、**「保護者等の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が 182,500 円未満（専攻科については、105,500 円未満または多子世帯かつ 264,500 円未満）」に相当**すると認められる世帯に対し、各給付区分に該当する額を給付します。

**申請手続き等**

- 給付を受けるための要件に該当される方は、申請書に必要事項を記載の上、令和 8 年 7 月末日までに、学校事務室に提出してください。
- ※ 提出期限について学校で別に定めのある場合は、学校の指示に従ってください。

**[提出いただく書類等] ※添付書類をあわせて提出してください**

- 申請書提出に当たっての確認書
  - 高校生等奨学給付金受給申請書
  - 口座振替申出書
  - R8 就学支援金等支給決定通知書（写）または住民票等国籍確認可能な書類
  - 扶養誓約書（※申請書様式 1-3(2)⑤または⑥に該当する者）
  - 扶養親族申告書（※専攻科の生徒で多子世帯に該当する者）
  - 在学証明書（※山口県以外の学校に在学している場合）
  - 保護者（親権者）全員の道府県民税・市町村民税所得割額が確認できる書類
    - ① 市町村の窓口が発行する「令和 8 年度課税証明書」
    - ② 勤務先から交付を受けた「令和 8 年度特別徴収税額決定通知書」
    - ③ 市町村から送付された「令和 8 年度市町村民税納税通知書」
- ※ ①～③のいずれかを添付してください（コピーも可）。
- ④ 生活保護（生業扶助）を受給されている世帯の方は、福祉事務所が 7 月 1 日以降に発行する「生活保護受給証明書」
- ※ 福祉事務所に「奨学のための給付金」申請のために必要であることを申し出て、発行を受けてください。

**※家計急変世帯の場合**

上記の提出書類の他、「申請書提出に当たっての確認書」裏面に示す書類もあわせて提出してください。

**お問い合わせ先**山口県教育庁教育政策課（083-933-4510）